



一般廃棄物収集運搬業許可証

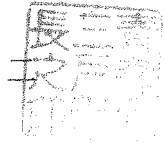
三 住 第 1 5 3 4 号
三 戸 町 許 可 第 2 7 1 号

住 所 岩手県二戸市金田一字上田面 241-1
氏 名 有限会社八紘カイハツ
代表取締役 岩下 重俊 様

令和 8 年 2 月 13 日 付 け で 申 請 の あ っ た 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 許 可 申 請 に つ い て は、 廃 棄 物 の 処 理 及 び 清 掃 に 関 す る 法 律 第 7 条 の 規 定 に よ り、 次 の と お り 許 可 し、 許 可 証 を 交 付 す る。

令 和 8 年 3 月 2 3 日

三 戸 町 長 沼 澤 修



許 可 内 容 収 集 運 搬

廃 棄 物 種 類 ・ 事 業 系 一 般 廃 棄 物 (し 尿 及 び 浄 化 槽 汚 泥 を 除 く)
・ 引 っ 越 し 等 に 伴 い 家 庭 か ら 排 出 さ れ る 臨 時 ご み
(可 燃、 不 燃、 厨 芥 類、 粗 大、 家 電)

許 可 期 間 令 和 8 年 4 月 1 日 か ら 令 和 1 0 年 3 月 3 1 日 ま で

収 集 区 域 計 画 収 集 区 域 内

許 可 条 件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、町の計画及び指導に従うこと。
- (2) 処理施設を利用する場合は、処理施設の係員の指示に従うこと。
- (3) 本許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- (4) 上記事項並びに法に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消すことがある。
- (5) 事業を廃止したとき、又は許可を取り消されたときは、7日以内に許可返納すること。
- (6) 更新しようとするときは、許可期限の1ヶ月前までに申請すること。
- (7) 廃棄物搬入時に処理施設から展開検査を求められた場合、応じること。
- (8) 三戸町一般廃棄物収集運搬業及び処分業許可取扱要綱を遵守すること。